

老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分申立事件の概要

老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分弁護団

債権者 9 人（福井 7 名、滋賀 1 名、京都 1 名）

債務者 関西電力株式会社

申 立 2 0 2 1 年 6 月 2 1 日

申立ての趣旨

債務者は、福井県三方郡美浜町丹生 6 6 号川坂山 5 番地 3 において、美浜発電所 3 号機を運転してはならない。

申立の経緯

悲惨な福島原発事故を経験し、日本は、初めて原子力発電所の運転期間を 4 0 年と定めた。ただし、これには、原子力規制委員会の認可を受けて 1 回に限り 2 0 年を超えない期間延長できる旨の例外規定が設けられた。もっとも、当時の細野豪志原発事故担当相は「4 0 年という期限が来たら、原則廃炉にする。」と強調していた。しかるに、原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請があった高浜原発 1、2 号機、東海第二原発、及び美浜原発 3 号機のいずれについても申請を認可し、原則と例外が逆転した運用を行っている。そして、これら老朽原発のうち、最初に再稼働しようとしているのが、美浜発電所 3 号機である。

4 0 年も前に製造された自動車に乗ろうとする者は皆無に等しい。4 0 年も経過すれば、すべての設備、備品は経年劣化している。原子力発電所のような巨大設備においてすべての設備、備品について健全性を維持しているか否かを検査することは不可能である。老朽原発では、思わぬ箇所で思わぬ劣化が発生し、想定外のトラブルが多発することは容易に想定できる。

周辺住民は、不安を募らせている。債権者らは、日本で初めて運転開始後 4 0 年を超えた老朽原発を運転しようとする債務者の企てを阻止し、債権者らのみならず、近畿圏、中京圏、日本全国、そして世界の人たちが被ばく被害を受けることを回避するために、本件申立てをすることを決意した。

弁護団

井戸 謙一(共同代表)、河合 弘之(共同代表)、北村 栄、崔 信義、加納雄二、笠原 一浩、藤川 誠二、中野 宏典、小島 寛司、大河 陽子、北村 賢二郎

以上